



サンセイランディック関西便り

サンセイニュース

残暑が過ぎ、ようやく秋らしく過ごしやすい季節となりました。近年は私が一番好きな季節である秋が短く、あっという間に冬が到来する印象があります。秋といえばスポーツの秋、読書の秋等々ありますが、私はもっぱら食欲の秋です。この季節は美味しいものが多く、仕事帰りのビールがついつい進んでしまいますね。暴飲暴食に注意しないと…。

さて、10月からいよいよ消費税率が10%になりました。消費税の増税は軽減措置される商品もありますが、おおよその商品が増税対象となるため、消費者の生活に与える影響は大きいと予想されます。不動産取引においても例外ではなく、課税対象となる取引が多いため、こういったケースが課税対象の取引となるのか今一度、確認しておく必要があるかと思えます。例えば、中古住宅の売買に関しては、一般の個人が所有する物件は非課税とされますが、不動産業者といった事業者が所有する中古住宅の売買では建物部分につき課税対象となります。それに対し、投資用物件の購入に関しては、一般の個人が所有する物件でも課税対象となる可能性があることに注意しなければなりません。また、土地の売買および貸借は原則非課税の取引ですが、土地の賃貸借契約が1ヶ月未満、若しくは駐車場として貸借・売却する場合は課税対象となることも覚えておく必要があります。

この度の消費増税によって不動産の市況が今後どのようなようになるかは定かではありませんが、来年には東京オリンピックも控えているため、不動産の仕入れ業に携わる身としては常に市況の動きに注視し、その時々に応じて慎重に不動産取引に係る値付けを考えていきたいと思えます。

消費税



社員のつぶやき

私は7月初旬に子供が誕生し、ただいま育児奮闘中の毎日です。初めてのことばかりで戸惑いが多かったのですが、一番苦労したのが寝かしつけです。とにかく夜寝ないのです。赤ちゃんはほとんどの時間を寝て過ごすと考えていたのですが、考えが甘かったようです。特に深夜から朝方にかけて泣きわめく毎日は想像以上にしんどく、嫁と交代で抱っこし、寝てくれたと思ったらすぐ起きて泣くを繰り返し、頼むから寝てくれ！と届かない祈りを送る日々でした。世の中の子育て夫婦は「これ乗り越えていっているのか」と今は尊敬の念しかありません(笑)

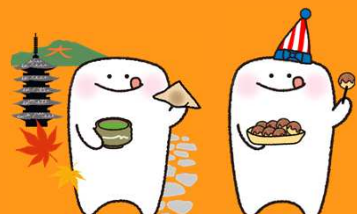
その甲斐あってか、2か月を過ぎた現在は、夜中にまとめて寝てくれるようになり、小さかった体はすくすく成長し、ちょっとした変化に喜ぶ毎日です。ただし、安心したのもつかの間…夜泣きのピークを過ぎたと思った自分に友人からひと言。「夜泣きって生後6ヶ月くらいから始まるで！」と…試練の日々は続きそうです(笑)

営業：柏木(京都支店)

底地・居付きの情報をお寄せください!!



株式会社サンセイランディック



関西支店

〒541-0046 大阪市中央区平野町3-6-1
あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル3階
TEL：06-4706-0040(代表) FAX：06-4706-0045

京都支店

〒604-8152 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地
烏丸中央ビル5階
TEL：075-241-0188(代表) FAX：075-241-0199